

令和5年度 事業計画

自 令和 5年 4月 1日
至 令和 6年 3月 31日

1. はじめに

長期相続登記等未了土地解消作業については、昨年度の神戸地方法務局の関係分については入札できなかった。令和5年度も引き続き行われる予定である。この作業の入札についても、引き続き参加するつもりであるが、令和4年同様に競合するのは間違いのないところであり、どのような入札方法を取るのかなどの検討を進めていきたい。

国および各自治体並びに公共団体は予算不足から、公共事業規模の縮小を余儀なくされている。その流れは継続し、本年もなお当協会を取り巻く環境の厳しさが続くのは必定である。

令和5年度から、相続に関する制度の見直しが図られ、あたかも相続登記が増加するかのようには喧伝されているが、それを期待するのは当を得ていないだろう。従って、今後も当協会の困難は続き、新規領域の開拓は喫緊の課題になるだろう。

令和5年度も、われわれの寄って立つ『法による社会統治の実現』の理想のため、公共嘱託登記協会の有用性を訴え、関連各官公署にご理解をいただき、嘱託登記の及ぶ関連調査など新規領域の受託に結びつけていきたい。

引き続き兵庫県司法書士会並びに兵庫県司法書士政治連盟と提携し、公共嘱託登記、相続人調査事業の有用性、重要性を訴えていきたい。

2. 重点事業

- (1) 関係官公署に対する公共嘱託登記受注のための入札参加、広報活動、新規領域の開拓
- (2) 空き家対策、所有者不明土地及び民法・不動産登記法等改正に関する問題についての権利調査、相続人調査に関する研究及び事業
- (3) 公共嘱託登記並びに相続人調査など調査事業の拡充並びに嘱託登記とは直接関連のない新規領域の模索と検討
- (4) 兵庫県司法書士会、兵庫県司法書士政治連盟、兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会及び他府県の公共嘱託登記司法書士協会との情報交換